

平成 31 年度（2019 年度）消費者教育推進講師派遣事業実施要領

くらし安全・消費生活課

1 趣旨

平成 24 年 12 月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育の推進にあたっては、世代に応じて、また、学校・地域社会・家庭・職場等の場の特性に配慮した取組が必要とされている。

特に学校教育においては、発達段階に応じた取組が求められているが、消費者教育以外にも様々な教育が求められている中、消費者教育の知識を得るため、教員自身が遠隔地の研修会等へ出向くことは難しい状況にある。

そこで、教員への負担を減らしつつ、効果的な消費者教育を行っていくことを目的に、希望する学校に対し、専門の講師を派遣し、教員への研修を実施することで、消費者教育の推進を図る。

2 派遣の対象

教員に対する消費者教育に関する研修会を希望する学校等からの要請に対して、くらし安全・消費生活課が必要と判断した場合に派遣を行う。

※原則として、学校単位での教員の研修会が対象であるが、学校や市町村教育委員会等からの要請があれば、生徒や保護者を含めた講演会や地域単位での研修会も対象とする。

3 実施内容・方法

実施に際しては、要請する学校等の希望する内容に応じて、くらし安全・消費生活課と学校等との間で調整の上行う。

- (1) 消費者教育の必要性や授業の進め方などについて、専門の講師を派遣して研修を行う。
- (2) 講師への依頼及び謝金等の支払いは、くらし安全・消費生活課が行う。

4 実施期間

平成 31 年（2019 年）4 月 15 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。

5 派遣の流れ

- (1) 派遣を希望する学校等は、様式 1 の申請書をくらし安全・消費生活課へ提出する。
- (2) 申請を受けたくらし安全・消費生活課は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、申請者（学校等）と日程や希望講師等の調整を行い、派遣する講師への依頼及び日程調整を行った上で、派遣を決定し、様式 2 により申請者（学校等）に通知する。
- (3) 通知を受けた申請者（学校等）は派遣が決定した講師と細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。くらし安全・消費生活課は必要に応じて、申請者（学校等）と講師の間の調整を行う。

- (4) 研修終了後、くらし安全・消費生活課は県の所定の基準に沿って、講師に対し謝金及び旅費等を支払う。
- (5) 研修終了後速やかに、申請者（学校等）は、様式3の研修結果報告書をくらし安全・消費生活課に提出する。

6 派遣申請受付期間

平成31年（2019年）3月27日から平成31年（2019年）12月31日まで

※先着順のため、申請状況により、期間内でも受付終了となる場合がある。

※原則として、派遣申請受付日の2ヵ月後以降の派遣とする。

7 その他

- (1) 研修で使用する資料の印刷は、くらし安全・消費生活課が行う。
- (2) 派遣に係る講師への謝金・旅費及び有料の資料代については、原則的には、くらし安全・消費生活課で負担するが、申請者の希望により県の規定を超える講師を派遣した場合の謝金・旅費の超過分の支出及び会場設営等にかかる経費については、申請者（学校等）の負担とする。
- (3) 派遣を受け入れた学校等は、消費者教育の取組内容の検討を行うとともに、研修効果を継続・普及させるため、積極的な周知や各種会議等での報告などに努めることとする。